

## 岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の疾病予防を促し健康の保持増進を図るとともに、被接種者の経済的負担を軽減するため肺炎球菌ワクチン予防接種（以下「予防接種」という。）を受ける者に対しその接種費用（以下「予防接種費用」という。）の一部若しくは全部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 予防接種費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている者（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種対象者を除く。）で、接種時において65歳以上のものとする。

2 予防接種費用の助成は、1人につき1回とする。

(予防接種を行う医療機関)

第3条 この要綱に基づき予防接種を行う医療機関は、岩倉市と委託契約を締結した医療機関（以下「受託医療機関」という。）とする。ただし、疾患等の理由により、岩倉市と委託契約を締結していない医療機関において予防接種を受けることが適切であると市長が認めた場合は、償還払いにより予防接種費用を助成するものとする。

(予防接種費用の一部助成申請等)

第4条 予防接種費用の一部助成を受けようとする者（以下「一部助成希望者」という。）は、予防接種を受ける前に岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用一部助成申請書（様式第1）に住所地を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市で確認が可能な場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、一部助成希望者に対し前項の申請後、第2条に規定する助成対象者であることを確認したときは、第9条に定める岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成券を交付するものとする。

3 一部助成希望者は、第9条に定める岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成券を受託医療機関に提出しなければならない。

(一部助成金額等)

第5条 一部助成希望者に対し、市は4,880円を上限に助成する。

2 一部助成希望者は、予防接種費用の一部として市が一般社団法人岩倉市医師会との間に締結した契約に基づく予防接種委託料から市の助成額を控除した額を自己負担金として受託医療機関に支払わなければならない。

3 一部助成希望者が前条第1項の申請をする前に予防接種を受けた場合は、償還払いにより予防接種費用を助成するものとする。

(全額助成対象者等)

第6条 予防接種費用の全額助成を受けることができる者は、第2条第1項に規定する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税非課税世帯に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付世帯に属する者

(4) その他市長が必要と定める者

2 前項の規定にかかわらず、全額助成対象者が、次条に定める全額助成申請をする前に受託医療機関において予防接種を受けた場合は、償還払いにより予防接種費用を全額助成するものとする。

(予防接種費用の全額助成申請等)

第7条 予防接種費用の全額助成を受けようとする者は、予防接種を受ける前に、岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用全額助成申請書（様式第2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市で確認が可能な場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 生活保護受給証明書又は市民税非課税証明書

(2) 住所地を証明する書類

2 市長は、全部助成希望者に対し前項の申請後、第2条に規定する助成対象者であることを確認したときは、第9条に定める岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成券を交付するものとする。

3 全部助成希望者は、第9条に定める岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成券を受託医療機関に提出しなければならない。

(償還払い)

第8条 第3条の規定に基づき償還払いにより予防接種費用の助成を受けようとする者は、岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成申請書(受託医療機関以外)(様式第3)及び岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成償還払申請書(様式第4。以下「償還払申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市で確認が可能な場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住所地を証明する書類
- (2) 全額助成対象者の場合は、生活保護受給証明書又は市民税非課税証明書
- (3) 予防接種済証等、接種したことが確認できる書類の写し
- (4) 予防接種に係る接種医療機関発行の領収書

2 第5条第3項の規定に基づき償還払いにより予防接種費用の助成を受けようとする者は、第4条第1項に規定する申請書及び償還払申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市で確認が可能な場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住所地を証明する書類
- (2) 予防接種済証等、接種したことが確認できる書類の写し
- (3) 予防接種に係る接種医療機関発行の領収書

3 第6条第2項の規定に基づき償還払いにより予防接種費用の全額助成を受けようとする者は、第7条第1項に規定する申請書及び償還払申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市で確認が可能な場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住所地を証明する書類
- (2) 生活保護受給証明書又は市民税非課税証明書
- (3) 予防接種済証等、接種したことが確認できる書類の写し
- (4) 予防接種に係る接種医療機関発行の領収書

4 第1項から第3項までの申請により償還払いの該当者であることが確認されたときは、岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成償還払請求書(様式第5)を市長に提出するものとする。

5 前項により請求できる金額は、予防接種費用として医療機関に支払っ

た金額又は市が一般社団法人岩倉市医師会との間に締結した契約に基づく1回当たりの予防接種の委託料の金額のいずれか低い金額から自己負担金を控除した金額とする。

- 6 第1項から第3項までの申請は、原則として、接種を受けた日の属する年度の末日までの期間において接種したものについて行うものとする。  
(助成券の交付)

第9条 市長は、第4条第1項及び第7条第1項の規定による申請者が助成対象者に該当すると認めるときは、速やかに岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成券(様式第6。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

(決定通知等)

第10条 第8条第1項から第3項までの規定による申請があったときは、市長は速やかにその内容等を審査し、適当と認めた場合は岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成償還払決定通知書(様式第7)により、不適当と認めた場合は岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成償還払却下通知書(様式第8)により申請した者に通知するものとする。

(接種委託料の請求等)

第11条 受託医療機関は、予防接種の実施月の翌月10日までに、岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料請求書(様式第9)に岩倉市高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数報告書(様式第10)及び助成券を添付し、市長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。